

令和8年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取り組み

1、生活指導の方針

- ◎「日本一優しい学校」を目指し、人とのかかわりを大切にし、思いやりの心を育てる。
- ・児童が進んで基本的な生活習慣や集団生活に必要な社会的習慣を身に付け、健康で安全な学校生活を送れるようにする。
- ・生命の大切さや身体の安全を守ろうとする気持ちを育てる。
- ・自主的、自律的に生活しようとする態度を育てる。
- ・児童と教職員の心理的安全性の確保
- ・型の指導と心の耕しの両輪による生活指導の徹底

2、組織的な指導体制

- ・生活指導夕会を実施し、学年で話し合う時間と全教員に周知する時間を確保し、共通理解した上で一貫した指導を行う。
- ・「学校いじめ対策委員会」（校長・副校長・教務主幹・生活指導主任・養護教諭・SC・学年主任）を毎週火曜日に行う。学年主任から情報収集し、生活指導部が記録を行い、情報共有し早期に対応できるようにする。
- ・学期に1回の「ふれあい月間」でアンケートを実施し、児童理解やいじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・子ども支援委員会における、登校支援・要配慮児童への組織的対応、不登校マニュアルの作成、教職員研修の実施をする。
- ・家庭・地域・関連諸機関との連携を密にし、多面的な指導・支援を行う。

3、体罰防止のための取り組み

- ・「体罰根絶に向けた総合的な対策」や「人権プログラム」等を活用し、年度初め・7月・12月の職員会議や生活指導夕会の場において、「体罰禁止の考え方」や「体罰ガイドライン」「体罰根絶のための行動」「見直してみようあなたの人権感覚」「アンガーマネジメント研修」等について、年間を通して研修する。
- ・聞き取りやトラブル対応については、心理的安全性を確保し、迅速かつ組織的に聞き取りや対応を行うことで成長の機会とする。
- ・教職員に対して毎月「体罰防止セルフチェック」を行い、管理職が確認する。課題があった場合は、該当教員と面談を行う。
- ・児童によるアンケートを実施するとともに、スクールカウンセラーとの相談ができることを周知し、児童が悩みを一人で抱え込まないようにする。
- ・本校に勤務するすべての職員（教員・時間講師・特別支援専門員・事務・用務主事・栄養士・指導補助・SC・学校司書・学校サポーター・支援員・スクールサポートスタッフ）が、他の教職員の体罰、子供への暴言、不適切な指導などの兆しに気付く感度を上げ、気になる言動や対応については迅速に管理職に報告するとともに、お互いに注意し合う組織づくりをする。
- ・スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター、児童相談所、学校運営協議会、学校サポートチームなどと連携を図り、多面的な視点から指導の状況把握に努める。
- ・日常的に職員夕会等で、東京都教育委員会が発行の「ふくむレター」及び「処分公表」について周知し、服務事故防止の啓発をする。
- ・HPへの掲載や学校評価アンケート等を活用し、体罰防止に向けた学校の取組について、保護者や地域へ周知するとともに、気になることがあった際に報告を受ける姿勢を伝える。